

経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題

熊本大学 池田康弘

1. はじめに

本報告では、弁護士費用保険をめぐる依頼者、弁護士、保険者の各当事者のインセンティブと情報の非対称性に着目し、民事紛争への保険利用の問題と課題を経済分析によって明らかにする。以下、報告内容の主なものを示す。

2. 当事者のインセンティブと情報の非対称性

昨今の弁護士費用保険の開発と普及に伴い、保険利用における過大な弁護士費用請求や少額事件における訴訟件数の増大などが問題とされている。また、有責の弁護士とのトラブルから依頼者を救済する動きとしての保護基金等が検討されているものの、まじめな弁護士のインセンティブを減退させるといった批判も寄せられている。経済学的に見れば、少額訴訟の増加や依頼者と弁護士の間でのトラブルの発生は各当事者のインセンティブの問題とその間で生じる情報非対称性に起因する問題と捉えることができる。すなわち、モラルハザードと逆選択の問題である。

モラルハザードとは依頼者が代理人の行動を直接監視できないことから生じる状況で、代理人が機会主義的行動をとるため、本来あるべき行動を取らせるのが困難な状況をいう。経済学はこの代理人の行動を倫理道德の欠如の問題としてとらえず、制度やしくみの問題と考える。逆選択とは属性（タイプ）が外部から見えないゆえ、良質でないタイプの当事者が市場に生き残るという意味である。これらの状況は代理人の行動やタイプがその当事者にしか分からないという情報偏在によって引き起こされる。

3. 各当事者の利得の構造

依頼者、弁護士、および保険者の利得を定義する。依頼者は損害賠償支払または和解金支払いの形で原状回復を果たす。弁護士費用保険に未加入の場合、弁護士への報酬支払分としての弁護士費用を自ら負担するので、依頼者の利得は損害分の回収額と弁護士費用の差となる。弁護士費用保険に加入かつ保険が全額負担の場合、依頼者の利得は損害分の回収額のみとなる。弁護士は任務を遂行して報酬を得る一方、それには労力が生じ、また実費などの費用を負担するので、弁護士の利得は弁護士報酬と任務遂行費用（労力や実費）の差となる。保険者の利得は、依頼者からの保険料収入と弁護士費用支払の差である。

4. モラルハザードの構造

各当事者の利得構造を踏まえ、モラルハザードの構造について明らかにする。依頼者が弁護士費用保険に未加入で、例えば成果依存でない弁護士報酬契約が結ばれているとき、

弁護士の過少努力やそれに伴う損害回収額の減額、そして依頼者への報酬の過大請求といった可能性があり、その意味での弁護士のモラルハザードが生じる。それゆえこの場合、依頼者は弁護士報酬の内容に関心を持つことになり、依頼者は成果依存の報酬などを用いて弁護士のモラルハザードを制御しようとする。

依頼者が弁護士費用保険に加入の場合、一方において、弁護士費用は保険者の負担となるので、依頼者は弁護士の報酬や活動の内容に関心を持たず、保険者への弁護士費用の請求は弁護士任せとなるが、他方において、報酬契約の内容しだいによっては期待損害回収額を高くできるので、依頼者は弁護士の報酬や活動の内容に関心を寄せ、弁護士のモラルハザードを制御しようとする。

保険者と弁護士の関係においては、例えば弁護士報酬がタイムチャージの場合、保険者に対して弁護士費用の請求を上限まで行うといったモラルハザードが生じる可能性がある。このようなとき、成果依存の弁護士報酬により弁護士のモラルハザードを制御できると一般には考えられるが、しかしながら、その場合でも報酬契約の内容が真実であるかどうかについて保険者が見抜けない場合、依頼者と弁護士の暗黙の結託により過大請求を行って後に両者で山分けをするといった可能性も起こり得る。

さらに弁護士報酬額は事件の経済的利益と報酬契約の内容如何によって決まることを鑑みれば、依頼者が費用保険に加入の場合、報酬契約内容や経済的利益の算出の根拠について保険者が十分に確認することが必要となるであろう。

5. 逆選択の構造とシグナリング

昨今、依頼者に弁護士の良質なサービスが提供されない（例えば、極端な場合、弁護士による依頼者の財産の着服など）ケースが散見される。これは依頼者が前もって弁護士の質を見抜けないことに起因する逆選択状況から引き起こされる。こうした有責の弁護士とのトラブルに対して、依頼者を救済する手段としての基金制度などが検討されている。これには良質な弁護士は賛成できないことかもしれない。しかしながら、この問題に対する経済学の知見は、質の良いタイプの弁護士が、自らが良質な弁護士である旨を依頼者、あるいは世間に対してシグナルとして発信（シグナリング）するというものである。このシグナリングは長い目で見れば弁護士に対する信頼維持につながる可能性がある。

自らが良質な弁護士であるというシグナルが信頼できるシグナルであると依頼者にわかってもらうには、弁護士は相応の努力をしなければならず、それにはコストがかかる。そのためには、弁護士が身を粉にして働いていることが依頼者に見えていることなどが要件となる。良質でない弁護士はコストがかかるゆえ良質な弁護士が発信するシグナルを真似できない。それゆえ良質のタイプとそうでないタイプの弁護士の行動は分離される。

シグナル情報が正しいものであることを依頼者に示すには、各々の弁護士がコストをかけてシグナルを発信する他ないが、補完的な手段として、弁護士の質に関する認証制度の確立や情報偏在を解消すべく情報開示の整備などが挙げられよう。